揚貨装置(制限荷重5トン未満)所有事業主殿

熊野尾鷲労働基準協会長

揚貨装置の運転業務特別教育の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、制限荷重 5トン未満の揚貨装置の運転業務に従事する労働者は、労働安全衛生法 第 59 条第 3 項の規定に基づき所定の特別教育を修了した者でなければ業務に就くことがで きません。この教育の実施者であります事業主に代わって、当協会が、下記のとおり実施(学 科教育のみ)します。

この機会に関係従業員を受講させていただくようご案内申し上げます。

★ 特別教育が必要とする揚貨装置とは 制限荷重が5トン未満の*船舶に取り付けられた* デリックやクレーン設備のことをいい、陸から船へ 、あるいは船から陸へ積載貨物を積み替える港湾で の役作業に用いられる機械をいう。



- ★ 制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転業務については、労働安全衛生法第61条が 適用され、揚貨装置の運転免許が必要。
- ★ 制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛業務は上記法61条適用で技能講習が必要

記

1 日 時 第一回: 令和6年3月27日(水) 9:00~17:00

令和6年3月28日(木) 9:00~16:00

第二回: 令和6年5月24日(金) 9:00~17:00

令和6年5月25日(土) 9:00~16:00

(学科のみ)

★実技 4 時間は、実技に精通したベテランが講師となって各事業所で実施する。

2 会 場

第一回: 尾鷲建設業会館 2階 (尾鷲市小川西町 4-8)

第二回: 一日目 尾鷲建設業会館 2階 (尾鷲市小川西町 4-8)

二日目 尾鷲物産(株) 大会議室 (尾鷲市林町 1-33)

3 定 員 各回 30名

- 4 受講料(テキスト代含む) 協会会員事業場 1名につき、16,000円 非協会員事業場 1名につき、18,000円
- 5 修了証の交付 全時間、受講された方に修了証(学科のみ)を交付いたします。
- 6 申込方法 別紙申込書に受講料を添えて下記へお申し込みください(FAX 可)
- 7 受講申込締切り日 第一回:令和6年3月18日(月)第二回:令和6年5月14日(火)但し、各回共定員になり次第締め切ります。
- - (2) 携行品は筆記用具、ノート
 - (3) テキストは、当日会場受付にてお渡しします。

(1) 受付は、講習開始の10分前に終えてください。

9

〒519-4324

8 受講の注意事項

熊野市井戸町井土 351-2

申込先

熊野尾鷲労働基準協会

TEL 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007

銀行振込をされる場合の振込先

百五銀行熊野支店•普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会

揚貨装置の運転業務特別教育カリキュラム

時間割	第1日目	時間割	第2日目
9:00 9:10 9:20	受付 開講式 第一教科(2時間) (途中休憩10分) 揚貨装置に関する知識 講師:近畿大学工業高等専	9:00	第三教科続き(2.5 時間) (途中休憩 20 分) 揚貨装置の運転のために必 要な力学に関する知識 講師 中村 信広氏
	門学校機械系准教授 中村 信広氏	11:50	
11:30	昼休憩	13:00	昼休憩
12:30	第一教科(2時間) (途中休憩10分) 揚貨装置に関する知識 講師中村信広氏	14:40	第三教科続き(1.5 時間) (途中休憩 10 分) 揚貨装置の運転のために必 要な力学に関する知識 講師 中村 信広氏
14:40	休憩	14:50	休憩
14:50	第二教科(2 時間) (途中休憩 10 分) 原動機及び電気に関する 知識		第四教科(1 時間) 関係法令講師 熊野尾鷲労働基準協会 講師 中村 忠文
17:00	講師 中村 信広氏	15:50 16:00	実技要領説明及び 修了証交付